

地域再生推進のためのプログラム

平成16年 2月27日
地域再生本部決定

昨年10月24日から、地域再生本部(以下「本部」という。)では、地域経済の活性化と地域雇用の創造について、地域の視点から積極的かつ総合的に推進してきたところであり、第2回本部(平成15年12月19日)において、「地域再生推進のための基本指針」(以下「基本指針」という。)を決定し、制度の具体化に当たって踏まえるべき制度の目的、取組の方針等について定めたところである。

また、基本指針に基づき、平成16年1月15日を締切り期限として、地域再生構想の提案を募集したところ、392の主体から、673件の提案が寄せられた。政府においては、「地域が自ら考え、行動する、国はこれを支援する」ことを基本とし、「実現するためにはどうすればいいか」という方向で検討を重ねてきた。

地方公共団体や民間事業者等の熱意を政府として確かに受け止め、地域再生を一刻も早く実現するために、地域再生を推進するための具体的な制度の骨格、国として講ずべき支援措置の内容、今後のスケジュール等について、ここに「地域再生推進のためのプログラム」を定め、政府として着実な実行を図る。

1.はじめに

現在、我が国経済は、全体としては、景気は着実に回復しているものの、その回復の状況には、地域の産業構成や輸出競争力の違いを背景として、地域差が見られるところである。

また、少子高齢化や国際化等の構造変化も進んでおり、その地域への影響は軽視できない。高齢化が急速に進み、既に人口の減少に転じている地域もある。さらに、海外への生産移転や公共投資の縮減等により、関連産業からの離職者の増加も懸念される。このような変化等の結果、地域経済は、地域産業の衰退、それによる雇用悪化の懸念、中心市街地の空洞化等のより深刻な問題に直面しており、それだけ構造改革の必要性が高まっている。

一方、社会の成熟化、環境重視への価値観の変化等に伴い、たとえば、地

地域の歴史や文化、味覚や風土を再発見する観光や、食の安全ニーズの高まりに対応した産地直送販売等、地域の良さや特色を最大限活かした取組で成果を挙げている事例が増えつつある。また、インターネット等の情報通信網や各種基盤整備に支えられながら、他に真似のできない独自の優れた技術力等を活かして、地域に根ざしつつ新たな可能性を切り開いている企業活動も見られる。

したがって、こうした地域の持つ可能性や潜在力に着目して、現下の地域が直面する様々な課題の解決に結びつけていくような「プラス思考の構造改革」を推進していく必要があるが、多くの地域が、人材面、制度面、資金面等、様々な制約に直面し、地域再生につながる道筋を見出せないで苦悩している状況にある。地域は我が国の基盤であり、地域の多様な発展なくして国の発展はあり得ない。それぞれの地域の可能性や潜在力が開花することによる地域の真の自立と再生に向け、各種の制度改革や支援施策等について政府一丸となって取り組む。

2. 地域再生の推進の意義及び目標

地域経済の活性化と地域雇用の創造の実現のためには、地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史など地域が有する様々な資源や強みを知恵と工夫により有効活用することにより、文化的・社会的なつながりによる地域のコミュニティの活性化や、地域内外のニーズの発掘に応じた民間事業者の健全なビジネス展開を通じて、これを成し遂げるための十分な雇用を創出することが重要である。

このためには、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との構造改革の方針の下、「構造改革特区」等で培われた地域の自立の精神と活性化の芽を、今後、更に大きく育てていくためにも、できるだけ現場に近い意欲のある地方公共団体が、地域の特性を踏まえつつ、主体的かつ計画的な取組を住民や民間事業者など地域の構成員と一体となっていくことが必要であり、国としても政府が一丸となっていくような創意工夫ある取組を全面的に支援する必要がある。すなわち、地域再生とは、経済的に困難な状況に直面している地域を、国が一方的に支援するのではなく、あくまで「自助と自立の精神」「知恵と工夫の競争による活性化」の尊重を念頭に、「地域が自ら考え、行動する、国は、これを支援する」ことを通じて、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図り、「持続可能な地域再生」を実現するものである。

3. 地域再生の実現に向けた考え方と今回の取組の概要

上記のような地域再生を実現していくためには、まず、それぞれの地域における有形・無形の資源が有効に活用される状況を作り出すことが重要であり、地域におけるヒト・モノ・カネ、ノウハウ等の様々な要素が有機的に結びつき、付加価値を生み出す「好循環」が地域に根ざした形で実現していく必要がある。

そのためには、まず、それぞれの地域における「好循環」を生み出すための地域の主体的な取組を阻害したり、制約している制度や施策について、現場の視点で改善していく必要がある。単に阻害要因を排除していくだけでは不十分であり、必要に応じ、合理的な形でこの循環を加速するような支援措置も重要となる。

その際、民間の知恵や創意工夫を最大限活用し、新たなビジネス、雇用の機会の創出につなげていく視点が極めて重要である。その前提として、三位一体改革の議論の展開にも意を払いながら、財政健全化にも留意しつつ、地域における意思決定の裁量の幅を広げる方向での構造改革を進めることが必要である。

また、それぞれの地域において、新たな資源を発掘し、育てていくことも極めて重要な課題である。課題解決に向けては、国は地域と一緒に悩みつつ、必要に応じ、人材・ノウハウ等の面でのサポートを積極的・総合的・横断的に行っていかなければならない。

こうした取組を進める際には、経済財政諮問会議、都市再生本部、食料・農業・農村政策推進本部、観光立国関係閣僚会議、総合科学技術会議、産業再生機構等、各種関係機関等と緊密に連携を図り、それぞれの機関の持つ様々なノウハウや手法等を活用することとする。

今回の第一次提案募集に係る取組においては、権限移譲、行政サービスの民間開放、その他規制改革等の制度改革等や、施策の利便性の向上や施策の連携・集中に重点を置いて、地域の要望を踏まえ、その実現に向け検討を行ってきた。その検討結果のうち、主たるものは以下のとおりである。

(1) 地域主導による資源の有効活用

補助対象施設の転用や地域主導による公物管理の実現、アウトソーシングの促進等、民間の知恵と工夫を活かしつつ公共施設の有効活用や行政サービスの民間開放等を図るとともに、遊休化した土地の利活用等、地

域の資源を有効に活用することを通じ、新たな需要に結びつけていく。

補助対象施設等の有効活用

(ア) 補助対象施設の有効活用

補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化することとし、関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適正化法第 22 条の各省各庁の長の承認があったものとして取り扱う。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。

なお、有償の譲渡・貸付の場合、公共施設以外への転用の場合及び補助対象外公共施設への転用(補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る)の場合には国庫納付を求めることができる等補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとする。

(イ) 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

公共施設の転用に当たり、今般の地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、地方債の繰上償還を不要とする取扱いとする。

(ウ) 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置

他の公共施設(民間施設は含まない。)への転用に係る既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替え等のリニューアル事業については、地域再生計画に位置づけられ、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用については、新たに地域活性化事業債の対象とする。

地域主導による公物管理の実現

(ア) 市町村主導による道路・河川の占用許可の実現

国及び県が管理する道路・河川について、市町村主導による柔軟な占用許可を実現するため、以下の新たな施策を講じる。

- 道路占用における「市町村推奨ルール」の導入

国道・県道の道路占用許可申請の際に、地域再生等の観点から支援する路上イベント等に関し、市町村の意見が付されている場合については、市町村の意見を尊重して道路占用許可の判断を行う新たな仕組みを導入する。

- 河川占用における「包括占用制度活用ガイドライン」の策定等
 - ・ 地域の特性を踏まえつつ、市町村の主体的かつ計画的な河川敷地の利用を可能とする包括占用制度の活用の拡大を図るため、「包括占用制度活用ガイドライン」を作成する。
 - ・ 地域再生計画において、河川における包括占用、占用許可が含まれている場合には、河川占用許可手続を大幅にスピードアップする(標準処理期間3か月のところ、原則1か月で処理)。

(1) 公共空間の多様な利用ニーズへの対応

オープンカフェやカヌー、レガッタ大会等のイベント、街のにぎわい創出等地域再生に向けた公共空間の多様な活用、ニーズ、アイデアを実現することができるよう、以下の措置を講じる。

- 河川におけるオープンカフェ等社会実験の全国拡大

河川敷地を利用してオープンカフェ等を設置する社会実験について、大阪の道頓堀川、広島の大田川等の都市再生プロジェクト区域への適用から、地域再生計画区域においても積極的に実施できるよう全国に拡大する。
- 「水辺の自由使用ガイドライン」の策定

カヌーやレガッタ大会等河川敷地のイベント利用の促進のため、自由使用で河川敷地のイベント利用ができる工夫事例を含めた自由使用ガイドラインを作成し、これを広く全市町村に周知する。
- 道路空間の積極的活用を実現する地域活動円滑化のためのガイドラインの策定

より創意工夫を活かした道路占用許可が可能となるよう地域活動の円滑化のためのガイドラインを新たに作成する。

アウトソーシングの促進

(ア) 指定管理者制度の積極的活用

地方公共団体の行政サービスについて、潜在的ニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会を創出する観点から、積極的に民間開放を行う。特に、河川、道路、公営住宅等の公共施設についても、指定管理者制度等も活用できる旨を新たに通知する。

(イ) 地方公務員の任期付採用の拡大及び任期付短時間勤務職員制度の創設

地方公務員の多様な勤務形態の導入を図るため、任期付採用の拡大及び任期付の短時間勤務職員制度の創設等を行う。

(ウ) 電気工事士免状交付事務の民間委託

電気工事士の免状交付事務のうち審査業務以外の事務については、個人情報 の 厳 格 な 管 理 等 一 定 の 要 件 を 満 た す こ と を 条 件 と し た 上 で、 外 部 委 託 を 可 能 と す る。

(イ) 都市公園施設管理の民間開放促進

都市公園施設の管理について民間事業者等の積極活用を可能とする(都市公園法の改正)。

PFI事業の積極的活用

民間の事業機会を創出することによって経済の活性化を図るとともに、低廉かつ良質な公共サービスの提供を行うため、PFI事業の一層の推進を図る。特に、地域におけるPFI事業の積極的な活用を図るため、関係府省は、社会体育施設、自然公園、社会福祉施設、卸売市場等の公共施設等の整備等について、補助金を伴うPFI事業により積極的に対応するとともに、BTO(Build-Transfer-Operate)方式のPFI事業に既に補助を実施している水道施設、下水汚泥有効利用施設等の公共施設等の整備等についても、補助金を伴うBOT(Build-Operate-Transfer)方式にも対応するよう積極的に検討を行う。

地域を活かす視点からの制度の改善等

(ア) 農地転用の許可申請手続の円滑化

4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第252条の17の2の特例条例に基づき市町村に委譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であること等について、通知を発出し、周知する。

(イ) 開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供

地方公共団体の地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう、市街化調整区域における開発許可例や条例の制定状況について調査し、情報提供を行い、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であること等を通知及び全国担当者会議等の場で周知する。

(ウ) まちづくりに関する市町村の権限の一体化

「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及

び都市再生特別措置法の一部を改正する法律」において、市町村が、都道府県の同意を得て都市計画の決定、一定の県道等の事業を実施することができるなど、まちづくりに関する権限をできる限り一体化する。

(I)農村地域工業等導入促進法の工業等導入地区への地区計画制度の導入

市街化調整区域等において地域再生へ利活用できるよう、市街化調整区域等内の農村地域工業等導入促進法の工業等導入地区においても、同法による実施計画との調和が図られれば、地区計画を定めることが可能であることを、都市計画運用指針を改訂し、周知する。

(オ)工場立地法の地域準則に関する権限移譲

現行工場立地法上、政令指定都市に限られている、自ら緑地面積率の設定を行うことのできる都市を拡大する。

(カ)産業用地への誘導業種の拡充

特定の業種を誘導する目的で地域振興整備公団が造成・整備した産業業務施設用団地、中核工業団地、特定事業集積促進用団地について、地域再生に資する等、一定の場合について当初の目的以外の用地としても利用可能とする。

(キ)中小小売商業高度化事業構想推進事業者(TMO)となれる者にNPO法人を追加

関係機関の了解が得られることを前提として、中小小売商業高度化事業構想推進事業者(TMO)の主体としてNPO法人を加える政令改正を行う。

(ク)土地区画整理事業区域内の土地の分筆登記の取扱いの明確化

土地区画整理事業により仮換地指定を受けている従前地の分筆登記について、当該事業施行者が工事着手前に測量を実施し、現地を復元することができる図面(実測図)を作成し、保管している場合であって、これに基づいて作成された地積測量図を添付したときは、当該登記申請を受理するものとする。

(2)地域の視点に立った雇用対策の推進

地域における雇用失業情勢の改善の状況には地域差が見られるところであり、地域自ら創意工夫を活かした雇用対策の取組を地域の視点に立って総合的・積極的に支援する。

地域再生雇用支援ネットワーク事業の創設

人材確保・育成、創業、人事・労務管理など、地域再生に取り組む市町村等が直面する雇用労働面の課題について、「情報・ノウハウ」、「支援・協力」、「助成措置の活用」の三本柱による総合的な支援を行う「地域再生雇用支援ネットワーク事業」を創設する。

(ア)情報・ノウハウ

- 「ワンストップ相談窓口」の設置
市町村等からの相談にワンストップで対応するための窓口を都道府県労働局に設置する。
- 「雇用施策ハンドブック」の作成・配布
地域再生による雇用創造や地方行政事務のアウトソーシングに取り組む市町村等が利用可能な助成措置を有効に活用できるよう、当該助成措置の内容や好事例等を紹介する。
- 「地域再生雇用支援連絡会議」の開催
地域再生に取り組む市町村等のニーズに対応したきめ細かな就職支援が行われるよう市町村等と経済団体、ハローワーク等による情報・意見交換を行う。
- 無料職業紹介事業のノウハウの提供
市町村等が、地域の実情に応じ自ら無料職業紹介事業を実施する場合に、職業紹介事業者の団体による研修会の実施などにより、職業紹介のノウハウを提供する。

(イ)支援・協力

- 無料職業紹介事業に対する支援・協力
市町村等が無料職業紹介事業を実施する場合に、要請に応じて、ハローワークの求人情報を電子媒体により提供する。
- 市町村等と一体となった効果的な職業紹介・情報提供の実施
市町村等が希望し、ハローワークの設置状況等からみて、地域の労働力需給調整機能が高まると判断される場合には、ハローワークの職業紹介窓口の市町村等への設置を行う。
- 地域再生のための就職支援の実施
地域の実情に合わせた就職支援を強化するため、ハローワーク等において、地域再生に取り組む市町村等のニーズに対応した就職支援を実施する。

(ウ)助成措置の活用

- 地域雇用受皿事業特別奨励金による雇用機会の創出

高齢者ケアサービス、子育てサービス等の地域に密着したサービス事業(地域貢献事業)を行う法人(企業、NPO等)を新たに設立し、一定の雇入れを行った場合に、地域雇用受皿事業特別奨励金(新規創業経費及び雇入れに係る費用を支援)を活用することにより、地域における雇用機会の創出を推進する。

- 地域雇用機会増大促進支援事業の実施可能な地域の追加
市町村、経済団体等地域の力を集結させ、いわゆる地域の総力を挙げた地域や産業の振興の取組に対する支援を行うことにより、雇用機会の増大を図ることを目的とする地域雇用機会増大促進支援事業を平成16年度から実施する。また、地域雇用機会増大促進支援事業が実施される地域(雇用機会増大促進地域)に加え、地域再生計画を認定された市町村の区域が、雇用機会増大促進地域と同様、求職者の総数に比し雇用機会が相当程度不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあるものと判断できる場合、地域雇用機会増大促進支援事業の実施可能な範囲として追加する。
- 緊急地域雇用創出特別基金事業の要件の見直し
景気の回復が雇用機会の創出・拡大に確実に結びつくようにするため、緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業について、新たな事業類型を創設するなど、要件の見直しを行う。
- 地域求職活動援助事業の実施方式の改善
国が地域の事業主団体等に委託して実施するミスマッチ解消事業である地域求職活動援助事業については、地域の自主性を活かした雇用創出を促進するため、平成16年度から都道府県の企画・立案による実施方式に改める。

若年者のためのワンストップサービスセンター(通称ジョブカフェ)の整備

都道府県が、若年者が雇用関連サービスを1ヵ所でまとめて受けられる「若年者のためのワンストップサービスセンター」を設置する場合に、以下の支援を行う。

- 企業説明会や高校生の保護者の就職に関する意識の啓発等の「若年地域連携事業」の委託
- 都道府県の要請に応じ、ハローワークの併設の実施
- 10ヵ所程度のモデル地域において、民間を積極的に活用して、

カウンセリングから研修等までの一貫サービスを提供する事業の委託

(3) 地域再生の担い手育成等のためのノウハウ等の支援

地域再生を効果的に実現していくためには、国が地域の要望を受け止めるだけでなく、地域の問題解決に向け、構想段階からフェイス・トゥ・フェイスで様々なノウハウ等を積極的に提供していくことが重要であり、地域の要望に応じ、下記の手法を導入し、又は検討する。これにより、具体の計画の推進に弾みをつけるとともに、地域における再生の担い手を育成する。

「地域再生伝道師」の導入

各都道府県において、市町村の地域再生計画の策定等についてのアドバイスを行うとともに、地域と国との情報の相互発信の拠点的役割を果たす「地域再生伝道師」を選定し、そのネットワーク化を図る。

地域再生マネージャー制度の導入

市町村の地域再生に係る取組にあたって、具体的・実務的ノウハウ等を有する企業又は人材等に係る情報を市町村に提供し、市町村が当該企業等を「地域再生マネージャー」として選定し地域再生に係る業務を委託するシステムを構築する。

「地域再生支援チーム」の設置

地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場を活用し、地方ブロックごとに「地域再生支援チーム」を設置するとともに、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。

地域づくり支援室などアドバイザー機能の強化

教育、文化及びスポーツの振興による地域づくりを推進するために平成16年1月に設置した「地域づくり支援室」において、人づくりを通じた地域づくりのための新たな支援策の企画・立案、地方公共団体等からの相談の対応や要望等の把握、専門家の派遣、関係機関との仲介支援、取組の全国的普及等を実施する。また、教育、文化及びスポーツによる地域づくりを支援するワンストップサービスセンターとして、いつでも相談等に対応できる総合窓口としての機能を果たす。

(4) 地域の基幹産業の再生

公共事業が縮減し、農業の担い手が減少しているなかで、地域の基幹産業である建設業の経営革新や農林水産業の再生、更には都市と農山漁村の共生・対流等を促進する。また、地域における既存の中小企業への支援や、地域発ベンチャーを育成する。

建設業の新分野進出など経営革新の促進

(ア) 構想策定段階からの総合的な情報提供

地方整備局等ごとに設置された建設産業再生協議会において、関係行政機関、地方公共団体、建設業者団体等と連携・協力して新規参入分野における市場の動向、規制等の制度、公的融資・助成金等の支援措置等について総合的な情報提供を行う。

(イ) 「企業連携・新分野進出モデル事業」の積極的な活用

地域再生計画に盛り込まれた建設業の新分野進出や資機材の共同購入等将来的に企業組織・資本の統合に繋がる可能性の高い企業連携の取組について、「企業連携・新分野進出モデル事業」を積極的に活用することにより支援する。

(ウ) アドバイザーの派遣

地域再生計画に従って新分野進出等経営革新を行おうとする企業に対し、地方整備局等ごとに確保・養成する専門家(建設業再生アドバイザー)を派遣する。

(エ) 各種支援措置の重点実施

建設業の新分野進出などの取組の円滑な実施を図るため、構造改革特別区域制度等の積極的な活用を図る。

(オ) 建設業の新分野進出等を促進するための関係省庁連携会議の開催

建設業の新分野進出及び進出分野での建設業の人材・能力の活用の促進について協議するための関係省庁の連携会議を開催する。

農林水産業の再生

(ア) 林業・水産業等の連携

平成16年度から、森林・林業関係者と漁業関係者の参画の下、豊かな海を育む森林の整備と漁場環境の改善にかかる施策を一体的かつ総合的に実施するとともに、地域で生産される間伐材等の木材資源について魚礁等への活用を推進する。なお、間伐材等の木材を活用した魚礁の整備に当たっては、技術の集積や普及を図る上で有効である事業をモデル的に実施する。

(イ) 鳥獣被害への対策の強化

都道府県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務処理については、地方分権の推進を図る観点から地域の実情に応じて適切に市町村へ移譲されるよう通知を発出する。

また、県境を越えて行動するカワウの管理体制の確立について、被害が生じている地域を念頭に国が広域的かつ詳細な基本指針を示し、その下で関係する都道府県が協力してそれぞれが地域の実情に合わせて実施できるよう関係都道府県に通知する。

(ウ) 農業法人等に対する出・融資の一体的提供

農業法人等の経営改善を支援するため、農業法人等に対して、経営改善に必要な出資と制度資金(農業近代化資金・農林公庫資金・農業改良資金)の融資の一体的提供を円滑に行うための体制を整備する。

都市と農山漁村の共生・対流の推進

(ア) 都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化

関係各省連携の下、平成 16 年度において、「政策群」に位置づけて取り組むとともに、関連施策が地域において円滑に実施されるよう、各省連携して都市と農山漁村の共生・対流関連施策に関する情報を取りまとめ、地方公共団体に提供する。

(イ) 市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化

レクリエーション等非営利目的での農作物の栽培のために農地を貸し付ける市民農園において、自家消費量を超える農作物の収穫が得られた場合の取扱いなど、農作物の販売が可能な範囲に関して通知する。

中小企業の挑戦・再生の支援等

(ア) がんばれ！中小企業ファンドの組成促進

中小企業総合事業団と目利き能力やネットワークを有する民間パートナーが連携してファンドを組成し、地域経済の核となっている既存中小企業の新事業展開への挑戦を、事業化に至るまで手作りで一貫して支援する。

(イ) 地域中小企業再生ファンドの組成促進

中小企業総合事業団が地域金融機関などとともにファンドを組成し、中小企業再生支援協議会と連携しつつ、地域の中小企業の再生を財務面から支援する。

(ウ) 「新創業融資制度」の貸付限度額拡充

ビジネスプランの審査により無担保・無保証・本人保証も無しで融資を行う国民金融公庫の新創業融資制度について、貸付限度額を引き上げる。

(I) 中小企業再生支援協議会等による企業再生推進のための環境整備

貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、株式会社整理回収機構や中小企業再生支援協議会が策定支援した事業再生計画についても、産業再生機構が買取を決定した債権に係る債務者の事業再生計画と、原則として同様に扱う。

コミュニティ・サービス事業の活性化支援

コミュニティ・サービス事業への制度融資、アドバイザー派遣や相談会の開催等、地方公共団体による取組を支援する。

知的財産の活用による地域産業の活性化

地域における産学官連携によって生み出された特許等の知的財産や、各地域に存在する未利用特許等の知的財産(特許のみで30万件以上)につき、地域内外のニーズに応じて活用を進め、個々の企業の新たな事業展開に結び付けることを通じて、地域産業の活性化を図る。

(5) 地域観光の活性化等

地域の独自のコンセプトを活かしつつ、観光客にやさしい案内標識を実現することや、歴史や文化等を活かした良好な景観やまちなみの形成等、地域再生の起爆剤として地域観光の活性化を支援する。また、観光振興や地域住民の足の確保等の観点から、地域交通の再生に資する施策を実施する。

案内標識に関するガイドラインの策定

道路、河川、公園、交通機関、観光施設等に設置されている案内標識等に関して、景観への配慮方策、外国語表記法等のルール化が望ましい事項について、「観光活性化標識ガイドライン」を取りまとめる。

また、観光振興の観点から、当該ガイドラインに基づき、外国人にも分かりやすく景観に配慮した案内標識を、各事業実施主体が統一的に整備する。

良好な景観・まちなみ形成の実現

(ア) 良好な景観形成の推進

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良

好な景観に関する基本理念及び国等の責務を定め、景観計画の策定、景観計画区域・景観地区等における良好な景観形成のための規制、景観整備機構による支援等の仕組みを創設するとともに、屋外広告物を規制する仕組みの充実を図る。また、良好な都市環境と都市景観の形成を図るため、都市の緑地の保全、緑化、都市公園整備を一層促進させるための制度の充実を図る（「景観法案」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律案」）。

(イ) 路地や細街路の美しいたたずまいの保全・再生

地域の歴史文化を継承するため、4mに満たない路地に面する場合でも、地方公共団体の条例で建築物の安全上の条件を付して、建築物の増改築等を可能とするとともに、各種事業制度等により、美しいたたずまいの保全・再生を積極的に推進する。

「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実

地域再生の起爆剤となるような地域観光を活性化していくためには、ソフトインフラとして「ひと(人材)の育成」と「情報の発信」が重要である。このため、「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」を充実する以下の措置を講じる。

(ア) 魅力的な観光地づくりの基盤となる人材の育成

観光カリスマによる観光地づくりの核となる人材の育成を図るとともに、外国人対応の観光案内所のサービスの充実に資する人材を育成するための外国人対応マニュアルの作成や研修を実施する。

(イ) 観光地づくり・観光客の利便に資する情報提供

魅力ある地域づくりを推進するとともに、観光客に地域の魅力を発信するため、各地のボランティアガイドのサービス内容、先進的なNPO活動等に関する情報提供を推進するとともに、地域づくりに豊富なノウハウを持つ人材、地域づくりの先進事例、各種支援措置等の情報提供を強化する。

地域交通の再生

地域住民の足の確保、観光振興等の観点から、地域における多様なニーズに対応した「地域・利用者でつくりあげる地域交通」を支援していくため、以下のような規制の弾力化措置等のメニューを拡充する。

(ア) 「地域・利用者でつくりあげる地域交通」を実現するために地域の関係者が議論する「地域交通会議(仮称)」を設置

- (イ) コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等
- (ウ) 観光客向けタクシー運賃設定の一層の弾力化
- (エ) 島しょ部におけるタクシーの参入要件の見直し
- (オ) 観光振興目的の航路等について輸送需要に応じたダイヤの設定等
- (カ) NPO等によるボランティア輸送の全国展開
- (キ) カーシェアリングの推進に必要な関連規制の見直し等
- (ク) 観光推奨バス路線指定制度の活用

エコツーリズムの推進

平成16年度よりエコツーリズムの普及・定着を目的としたモデル事業を実施し、関係府省と連携した集中的な施策を展開する。また、エコツーリズム推進のための基本的なポイントをまとめたマニュアルの作成やツアー情報の提供などエコツーリズムの推進に取り組む地域に対する支援を行う。

(6) 地域のIT化・バリアフリー化

地域イントラネット基盤施設整備事業等の拡充

地域の公共施設間を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を促進するため、地域イントラネット基盤施設整備事業等について、あらかじめケーブルテレビ(地方公共団体又は第三セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能とする。

移動通信用鉄塔施設整備事業の補助対象拡充

携帯電話の利用可能な地域の拡大を図るため、移動通信用鉄塔施設整備事業について、携帯電話基地局から同一市町村のアクセスポイントまでの有線設備(光ケーブル)を補助対象に加える。

ロボット実証実験における特定実験局開設

実験局に係る申請から免許までの期間短縮及び特定実験局開設者の経済的負担の軽減により、電波の逼迫対策の推進及び産業の活性化に資するため、既設無線局への混信が発生しないこと等を前提として、免許期間を短期間(1~2年)に限定した特定実験局制度を実施する。

管理用光ファイバーの地域再生への活用

- (ア) 直轄区間に約2.7万kmある光ファイバー資源を、地域再生に最大限活用できるようにするため、地域における光ファイバーの整備状況と民間への開放区間が一目でわかる「地域光ファイバー開放区間マップ」を新たに作成し、迅速に公表する。

(1) 申請手続きの迅速化

申請手続きについて、現在は、開放区間の公表から説明会開催まで、約半年間要しているが、これを2ヶ月程度短縮し4ヶ月程度にする。

駅・まちバリアフリーに関する総合的な構想の策定

交通バリアフリー法に基づき市町村が策定する基本構想について、重点整備地区内の建築物も含めた一体的なバリアフリー対応について基本構想策定の際に配慮されるよう、基本方針を改正しその旨を明確化するほか、市町村に対して建築物、公園等を含めた一体的な整備に係る情報提供等を行うことなどにより、旅客施設及び道路等に加えて建築物、公園などの施設も含めた総合的な構想づくりを促進する。

駅・まちバリアフリー関連の情報の提供

各地方公共団体におけるバリアフリー環境の整備状況に関する現状を総合的に指標化したバリアフリー指標の取りまとめ及び公表を行うとともに、各地域における駅、歩行空間、建築物、公園等のバリアフリー化に係る先進的事例に関する情報を提供する。

(7) 地域再生実験の推進

それぞれの地域における特性等を活かした各種の先進的な地域事業について、「地域再生実験」として、積極的に推進する。

ICカード、パークアンドライド、公共交通・観光活性化連携システム、カーシェアリング等各種実験の実施

認定地域再生計画に係る実験で、道路、地域交通の実験において設定した実験のテーマ及び内容に合致するものについて重点的な支援を行うよう配慮する。

バイオマスタウン構想(仮称)の実現に向けた取組み

地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想(仮称)について、関係省が一体となった支援の手法を検討する。また、支援の成果等をバイオマス情報ヘッドクォーターなどにより情報提供する。

地域通貨モデルシステムの導入支援

地域通貨モデルシステムの開発・実証事業を実施するとともに、開発した地域通貨モデルシステムを地方公共団体に無償で配布する。実証実験の実施箇所の選定については、地域再生計画に同事業を位置づ

けて申請を行う地方公共団体の中から決定する。

(8) 支援施策の連携・集中

府省ごとに縦割りになっている各種の支援施策について、地域が様々なニーズや課題に応じて地域の特色を活かしながら効率的・一元的に推進できるようにするため、地域主導による各種施策の一元的な推進を図る。また、府省ごとに各地域において行われる地域再生に関連する施策について、関係府省の協力を得つつ、地域再生計画が認定された地域を重点的に支援するよう配慮するなど施策の集中を行う。

「まちづくり交付金」等の積極的活用

従来補助金とは全く異なる、市町村の自主性や裁量性を追求した「まちづくり交付金」を創設し、認定計画のプロジェクトに対しても積極的に活用できるようにする。また、「みちづくり交付金事業」について、認定計画のプロジェクトに対しても積極的に活用できるよう個別事業の実施を地方の自由裁量に委ね、国はパッケージとしての計画目標の達成度を事後評価する仕組みに改革する。

地域再生雇用支援ネットワーク事業による集中的な支援

地域再生に取り組む市町村・都道府県に対して雇用面から総合的に支援を行う事業として「地域再生雇用支援ネットワーク事業」を実施する。

環境と経済の好循環のまちモデル事業の実施

環境を保全することで経済も活性化する地域づくりを促すため、全国のモデルとなるような地域の主体的な環境と経済の好循環のまちづくりへの支援措置を創出する。対象地域の選定に際しては、地域再生計画の申請、認定状況等を本モデル事業の選定委員に情報提供し、本事業が認定計画のプロジェクトでも積極的に活用されるよう適切な配慮を行う。

(9) 政策金融等の利便性の向上

政策金融等の利便性の向上を図り、地域経済に密着し、今後も重要な役割を担う事業者等に対する円滑な資金供給の確保に努める。

日本政策投資銀行の低利融資

地域再生計画に合致し償還確実性が見込まれる事業については、民間金融機関とも協調しつつ、より一層の低利融資により対応することができる地域再生支援制度を新たに創設する。

中小企業向け政府系金融機関による「金融環境変化対応資金」の融

資条件の緩和に向けた取組み

地域の信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあるものとして、いわゆる金融危機対応の破綻処理が行われた金融機関に係る、中小企業向け政府系金融機関の金融環境変化対応資金について、リスクに見合った上乗せ金利を付すこと等による融資条件の緩和に向け、提案者の協力を得て、リスクデータの蓄積・分析に取り組む。

コミュニティ・ファンドの形成支援

コミュニティ・サービス事業に融資等を行うコミュニティ・ファンドを形成するため、公益法人等に出資・貸付を行う地方公共団体を支援する。

(10) 地域再生の推進に資する法案

地域からの提案の実現にも資する、以下の法案については、地域再生の推進の観点からも、政府として今通常国会においてできるだけ早期の成立を期する。

地方自治法の一部を改正する法律案(市町村が都道府県知事の権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することができるよう要請することを可能とする等)

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案(任期付短時間職員の任用を可能とすることを含む地方公務員の任用・勤務形態の多様化)

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案等(合併時の特例として、一定の要件を満たした場合に、旧市町村の区域を単位として、その住居を表示する際に、「区」の名称を冠することを可能とする等)

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者に対し、就農資金の貸付けを可能とする等)

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(まちづくり交付金創設、まちづくりに関する市町村の権限拡充)

景観法案(良好な景観の形成に関する基本理念及び国・国民等の責務の明確化、景観計画の策定、景観計画区域・景観地区等における規制等)

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(建築物に関

する制限の緩和、市町村による屋外広告物条例の制定、屋外広告物の許可対象区域の全国拡大、簡易除却の対象となる屋外広告物等の追加等)

都市緑地保全法等の一部を改正する法律案(立体都市公園制度の創設、多様な主体による公園管理の仕組みの整備等)

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案(内航海運業法の改正による参入時の許可制から登録制への移行等)

地域再生に向けた取組のなかには、構造的な問題への対応等、即時的な対応が困難なものもある。この点、今回の第一次提案募集に係る取組は、その第一歩となるものである。政府としては、今後とも引き続き地域の主体的な取組を可能とするよう、より一層大胆に対応を進めていくこととする。

4. 地域再生の推進のために政府が実施すべき施策に関するプログラム

地域再生の推進に当たっては、基本指針を踏まえ、あらかじめ国が地域の要望を踏まえて、制度改正など地域が自ら地域再生を行うための環境整備を行った上で、それぞれの地域が自ら地域再生のための計画を策定し、国としてこれを支援するという手法をとるものとする。支援のための具体的な取組については次のとおりである。

(1) 地域再生の支援措置の提案の募集及び検討

地域再生のための具体的な支援措置については、地方公共団体や民間事業者等から提案を、内閣官房において一元的に募集する。

平成15年度の提案募集は、平成15年12月20日から平成16年1月15日まで行ったところであるが、次回の提案募集については、平成16年6月を目途に実施することとする。なお、具体的なスケジュールは本部のホームページにおいて公表する。

次々回以降のスケジュールについては、6月の提案募集の状況を勘案して、定めるものとする。

提案を受けたものについては、「実現するためにはどうすればいいか」という方向で内閣官房が関係省庁等と調整を図った上、政府が講じる支援措置を決定するものとする。内閣官房と関係省庁等の調整状況については、可能な限り本部のホームページ上において公開するものとする。

(2) 提案募集に基づき講じることとする支援措置

基本指針に基づき平成15年度に行った提案募集の検討結果を踏まえ、講じることとする支援措置について、その内容をまとめたものが、別表1及び別表2である。いずれの別表についても、平成16年度以降に行われる提案募集の検討結果を踏まえ、別表の改定を行うことにより、支援措置の追加・充実を図ることとする。

別表1に掲げた事項は、地域再生計画が認定された地方公共団体において講じる支援措置であり、補助対象施設の有効活用や、起債、政策金融、補助金等に係る施策の集中などに係る事項を掲げている。また、構造改革特区で講じることができる規制の特例措置に当たる事項については、構造改革特区制度に基づき対応するものとし、構造改革特区に係る第1次提案募集から第4次提案募集を踏まえ認められた特例措置とともに、地域再生計画において活用するものとする。

別表2に掲げられた事項は、全国において講じる支援措置である。

いずれの別表についても、認定申請のスケジュールを考慮し、可能な限り早期に、その詳細について公表し、必要な法令等の改正を行うものとする。

なお、全国において講じる支援措置のうち法律改正を要するものについては、内閣官房において一括してとりまとめを行う等、必要に応じて所要の対応を図ることとする。

5. 地域再生計画の認定に関するプログラム

(1) 地域再生計画の認定

地方公共団体は、下記(2)のスケジュール等及び(3)の基本的事項を踏まえ、単独で又は共同して、当該地方公共団体において、別表1及び別表2のいずれかの支援措置を含む地域の再生を図るための計画(以下「地域再生計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。

地域再生計画の認定の申請を受けた内閣総理大臣は、下記(4)の基準に従い、(5)の手続きを経た上で、認定の申請を受理した日から3ヶ月以内において速やかに当該地域再生計画の認定又は不認定を行なうものとし、認定したときは、遅滞なくその旨を公表するものとする。この手続きは、地域再生計画の変更について準用するものとする。

その際、地域再生計画の全体が、(4)の基準のすべてを満たさない場合であっても、内閣総理大臣は、例えば、地域再生計画に含まれる支援措置のう

ち別表1又は別表2並びに支援措置について定める法令等で規定する要件等を満たさない部分や認定基準を満たさない部分を除外した部分に限ったり、一定の条件を付すことにより、地域再生計画を認定することができるものとする。

当該認定を受けた地方公共団体の区域においては、別表1に掲げられた支援措置を含む地域再生計画にあつては、当該計画に定める期間中、当該支援措置を講じるものとする。

なお、地域再生計画において、構造改革特区に係る措置を活用する場合には、地域再生計画の認定申請と構造改革特別区域計画の認定申請が行われることから、内閣総理大臣は、両計画の認定手続きを、一体的に進めるものとする。

(2) 地域再生計画の認定申請のスケジュール等

平成16年度における地方公共団体が作成する地域再生計画の次回認定申請の受付期間は、構造改革特別区域計画の認定申請と同様に、5月を目途とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府がホームページにおいて公表する。(支援措置の追加に係る地域再生計画の変更認定申請も同じ。)

5月以降のスケジュールについては、5月を目途とした認定申請の状況を勘案して定めるものとする。

具体的な認定申請の手続き等については、本部のホームページ上において公開する。

(3) 地域再生計画の認定申請に当たっての基本的な事項

計画の認定申請の主体

地域再生計画の認定申請の主体となりうる地方公共団体は、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地方自治法第284条第1項の一部事務組合又は広域連合とするが、その主な組み合わせを例示すると以下のようなものがある。

-) 市町村単独
-) 複数の市町村の共同
-) 複数の都道府県の共同
-) 都道府県単独
-) 都道府県と市町村の共同

地域再生計画に記載すべき事項

地域再生計画に記載すべき事項については、基本的に以下のとおりとするが、詳細な記載方法については、本部のホームページ上において公開する。

-) 地域再生計画の申請主体の名称
-) 地域再生計画の名称
-) 地域再生計画に定める地域再生の取組を進めようとする期間
-) 地域再生計画の意義及び目標
-) 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果
-) 講じようとする支援措置の番号及び名称、当該支援措置を受けようとする者並びに当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容
-) 上記に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

民間事業者等関係者からの意見聴取等

地方公共団体は、地域再生計画の案を作成しようとするときは、支援措置を受けようとする民間事業者等の意見を聴くとともに、都道府県にあっては関係市町村の意見を聴くものとする。

また、支援措置を受けて地域再生の取組を進めようとする者が、民間事業者等である場合もあり得るため、当該民間事業者等は、地方公共団体に対し地域再生計画の案の作成についての提案をすることができるものとする。

地方公共団体は、民間事業者等から提案を受けた場合には真摯にそれらを検討し、地域再生計画の案を作成する場合には、民間事業者等からの提案を十分に踏まえたものとするのが望まれる。

また、地域再生計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を提案した民間事業者等に、提案を受付けてから30日以内に回答することが望まれる。

地方公共団体は、地域再生計画の認定申請にあたり、上記により聴いた民間事業者、関係市町村の意見の概要を添付するものとする。また、民間事業者等からの提案を踏まえた地域再生計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該提案を併せて添付するものとする。

(4) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画を認定する基準は以下のとおりとする。

地域再生の推進の意義及び目標と合致していること

地方公共団体が地域再生計画を作成するに当たって、2. に定める地域再

生の推進の意義及び目標に合致していることを立証する必要がある。

別表1及び別表2のいずれかの支援措置を講じようとするものであり、その内容が、別表及び支援措置について定める法令等に適合するものであること

地方公共団体が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、必要不可欠な支援措置であること

民間事業者等から提案を受けて作成した場合は、民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ支援措置を受けて地域再生の取組を実施する者から適切な意見聴取等を行っていること

当該地域再生計画の実施が当該地域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること

地域再生計画に定める取組を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていることが必要である。実施しようとしている取組の性格にもよるが、生産額の増加や雇用の増加など可能な限り定量的に示すべきである。

当該地域再生計画が、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

地域再生計画が認定された場合に

)地域再生の支援措置を受ける者が特定されているか、特定される見込みが高いこと

)地域再生の支援措置を受けて実施する取組のスケジュールが明確であること

が判断基準である。

なお、地域再生計画の申請時点では地域再生の支援措置を受ける者が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、地域再生計画を認定することができる。

(5) 関係行政機関の長による同意の手続き

内閣総理大臣は地方公共団体から申請のあった地域再生計画を認定す

べきであると判断した場合は、期限を付して地域再生計画に記載された別表1の支援措置、及び別表2の支援措置のうち予算の制約があるもの等の適用について関係行政機関の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

同意を求められた関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の回答を行うものとする。

関係行政機関の長が不同意をする場合には、地域再生計画に記載された地域再生の支援措置についてどのような部分が支援措置の内容等を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。関係行政機関の長が不同意と回答する場合には、内閣総理大臣は当該地域再生計画の認定をするかどうかを判断するに当たって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体及び関係行政機関から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

また、関係行政機関の長は、同意する場合にあっては、当該地域再生計画の認定に当たって条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

(6) 認定しなかった場合、同意しなかった場合の理由等の通知

地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合、及び認定した場合であっても地域再生計画に記載された支援措置の一部について関係行政機関の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由を当該地方公共団体に通知するものとする。

(7) 地域再生計画のフォローアップ等

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定を受けた地域再生計画を作成した地方公共団体に対し、当該計画の実施状況について、必要に応じ、報告を求めるものとする。

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、地方公共団体に対し、認定された地域再生計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

内閣総理大臣、関係行政機関の長、地方公共団体及び地域再生の取組を進める者は、地域再生計画の作成、認定された地域再生計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

6. その他

(1) 法令解釈事前確認制度

地方公共団体が地域再生計画の案を作成するに当たっては、関係行政機関の長において、事前に法令の解釈を明確にすることにより、地域再生の円滑な実現を促進することが重要である。したがって、地域再生計画の作成に際しても法令解釈事前確認制度を実施するものとし、その運用に当たっては、構造改革特別区域法第4条第7項に定める法令解釈事前確認制度に準ずるものとする。

(2) 地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理・相談等

内閣官房は地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理等のために相談窓口を設けるものとする。

地方公共団体や民間事業者等は、たとえば上記(1)の法令解釈事前確認制度に基づく関係行政機関の長からの回答が期限までにない場合や、民間事業者等から地方公共団体への提案をしたにも関わらず地方公共団体から何ら回答がない場合等において、この相談窓口で事実確認を求めることができる。

別表1 (地域再生計画認定地域に限定して効果を持つ支援措置)

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要
10301	金融庁	地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携	運用	平成16年度の新規事業として、地域資本市場育成のための投資家教育を実施する地方公共団体との連携を図る。 具体的には、地域再生計画に同事業を位置付け、認定を受けた地方公共団体に対し、ヒアリングを行った上で、必要と思われる具体策(副教材の提供や、講師の派遣)を決定する。
13001	金融庁 財務省 経済産業省 内閣府	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	運用	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同機構等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。
10401	総務省	公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除	運用	公共施設の転用にあたり、今般の地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、繰上償還を不要とする取扱いとする。
10402	総務省	公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	通達	他の公共施設(民間施設は含まない。)への転用に係る既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替等のリニューアル事業については、地域再生計画に位置づけられ、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用については、地域活性化事業債の対象とする。
10403	総務省	組合等施行土地区画整理事業について地方負担分への起債措置拡充	運用	組合等施行土地区画整理事業の地方負担分について、個別の団体の事業費や、特定の財源の収入状況などを考慮して、地方債の対象とする。
10404	総務省	地域通貨モデルシステムの導入支援	運用	平成16年度の新規事業として、地域通貨モデルシステムの開発・実証事業を実施するとともに、平成17年度以降、開発した地域通貨モデルシステムを地方公共団体に無償で配布する。実証実験の実施箇所の選定については、地域再生計画に同事業を位置づけて申請を行う地方公共団体に対しヒアリングを行い、有識者等の意見も踏まえつつ決定する。
10701	財務省	日本政策投資銀行の低利融資	運用	地域再生計画に合致し償還確実性が見込まれる事業については、民間金融機関とも協調しつつ、より一層の低利融資により対応することができる地域再生支援制度を新たに創設する。

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要
13002	財務省 厚生労働省 経済産業省	金融環境変化対応資金の融資条件緩和に向けた取組み	通達	地域の信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあるものとして、いわゆる金融危機対応の破綻処理が行われた金融機関に係る、中小企業向け政府系金融機関の金融環境変化対応資金の貸出基準については、金融機関との取引状況が変化している事業者の中長期的な業況回復、事業継続と返済能力の確実性を担保する条件であることから、貸出基準を緩和したり、原則無担保・第三者保証人を不要とする提案に対しては、各政府系金融機関において、リスクに見合った上乗せ金利を付すこと等による融資条件の緩和に向け、提案者の協力を得て、リスクデータの蓄積・分析に取り組む。 なお、国民生活金融公庫においては、16年度から第三者保証人不要特例の拡充(融資限度額:1000万円 1500万円)を行うなど事業者のニーズを踏まえた制度の充実を図る。
13003	財務省 厚生労働省	国民生活金融公庫の「新規開業特別貸付等の保証人特例措置」の条件緩和に向けた取組み	通達	新規開業特別貸付等の保証人特例措置の融資条件(一定以上の職務経験年数、半分以上の自己資金等)については、新規事業者の事業の継続と返済能力の確実性を担保する条件であることから、融資条件緩和の提案に対しては、国民生活金融公庫において、リスクに見合った上乗せ金利を付すこと等による融資条件の緩和に向け、提案者の協力を得て、リスクデータの蓄積・分析に取り組む。 なお、国民生活金融公庫においては、16年度から無担保・無保証の新創業融資制度の拡充(融資限度額:550万円 750万円)を行うなど事業者のニーズを踏まえた制度の充実を図る。
10801	文部科学省	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化	通知	国庫補助を受けて整備された公立学校の廃校施設や余裕教室の設置者において地域再生計画を定めた上で、地域再生の観点から実施される事業の具体的な内容と必要性、その事業を実施するに当たり、廃校施設等を利用する必要性と緊急性等の一定の要件を満たし、廃校施設等を転用することが地域再生に資するものと判断される場合は、当該財産処分に係る国庫納付金は不要とする取扱いをする。
10802	文部科学省	史跡等購入費補助金により購入した土地の一時転用	運用	地方公共団体が史跡等購入費補助金により公有化した史跡等に指定されている土地について、地域再生計画の申請があり、史跡等保存・活用のための整備を行うまでに一定の期間を要する場合、一定の要件に該当するものにおいては、他の用途に一時転用することを認める。
10803	文部科学省	文化芸術による創造のまち支援事業の活用	運用	文化芸術によるまちづくりを推進する観点から、文化芸術による創造のまち支援事業を活用する。(実施箇所の選定に当たっては、地域再生計画に位置付けることを希望する地方公共団体から提出された資料に基づき、有識者等の意見も踏まえつつ決定する。)
10804	文部科学省	生涯学習まちづくりモデル支援事業の活用	運用	市町村と高等教育機関が組織的に連携し、地域住民の学習成果や能力を活かしたまちづくりを行う取組みを支援する観点から、生涯学習まちづくりモデル支援事業を活用する。(委託先の選定に当たっては、地域再生計画に位置付けることを希望する地方公共団体から提出された資料に基づき、外部の有識者による「まちづくり事業選定委員会」の意見により、決定する。)
10901	厚生労働省	地域再生雇用支援ネットワーク事業の集中化	運用	地域再生に取り組む市町村・都道府県に対して雇用面から総合的に支援を行う事業として「地域再生雇用支援ネットワーク事業」を実施する。

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要
10902	厚生労働省	地域雇用機会増大促進支援事業の実施可能な地域の追加	通達	<p>地域雇用機会増大促進支援事業(以下「増大プラス事業」という。)の実施可能な地域の範囲について、 認定された再生計画中に増大プラス事業を活用することが盛り込まれており、 地域再生計画を認定された市町村の区域が、雇用機会増大促進地域と同様、求職者の総数に比し雇用機会が相当程度不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあるものと判断できる場合、雇用機会増大促進地域でなくとも、増大プラス事業の実施可能な範囲とする。 なお、本事業は提案公募型事業であり、関係市町村、経済団体等で構成される協議会が提案する事業のうち雇用創出効果の高い事業を採択し委託することとなる。</p>
10903	厚生労働省	勤労青少年ホームの施設転用	通達	<p>勤労青少年ホームの施設転用については、平成16年度から手続きの簡素合理化及び地域再生の観点からの転用に当たっての大臣同意基準等の必要な事項を明確化した通達を都道府県に発出する。</p>
10904	厚生労働省	職業能力開発校の施設転用	通達	<p>職業能力開発校の施設転用については、平成16年度から手続きの簡素合理化及び地域再生の観点からの転用に当たっての大臣同意基準等の必要な事項を明確化した通達を都道府県に発出する。</p>
10905	厚生労働省	社会福祉施設の転用の弾力的な承認	通知	<p>社会福祉施設については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次のすべての要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要。) [要件] 処分を承認しない場合、遊休施設化その他の不適切な事態が生ずる恐れがあること 地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた社会福祉施設の公共的施設(国庫補助の対象であるものに限る)への転用の必要性が認められること 同一事業者における転用、又は無償による貸与であること 転用目的は可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努めること 転用前、又は貸与前の施設の利用者の処遇が低下しないこと</p>
11201	国土交通省	下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化	通知	<p>地域再生に係る下水道補助対象施設の未利用空間を有効活用するものであって、当該施設の本来の目的を妨げない範囲で目的外使用することとしている場合には、当該計画の認定に併せて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認を行う事により、目的外使用することが可能である旨通知する。</p>
11202	国土交通省	公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	通知	<p>地域再生計画において、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、公営住宅を住宅用途として目的外使用することと定めて当該計画の認定を受けた場合には、当該公営住宅の目的外使用について事後報告することにより補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱う旨通知する。</p>

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要
11203	国土交通省	地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置	運用	地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。
11301	環境省	国立公園区域の拡大	運用	認定された地域再生計画に具体的な国立公園区域の拡大案が提示された場合、その区域が自然公園法等で定める国立公園区域の要件に合致し、国立公園としての資質を有することが確認される限りにおいて、その案を最大限尊重した環境省としての見直し素案を作成し、その後法律に定められた諸手続きを開始することとする。なお、地域再生計画を申請する地方公共団体等は、計画に提示する当該区域案を策定するに当たっては、自然公園法等で定める国立公園区域の要件を満たすことを確認し、当該区域に含まれる土地の所有者等及び当該区域を含む地方公共団体の同意を得ておくものとする。
13004	全府省庁	補助対象施設の有効活用	運用	補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化することとし、関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認があったものとして取り扱う。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。 なお、有償の譲渡・貸付の場合、公共施設以外への転用の場合及び補助対象外公共施設への転用（補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限り）の場合には国庫納付を求めることができる等補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとする。

別表2 (全国を対象とした支援措置)

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
201001	警察庁	映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化	通達	平成15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化等に資する映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出する。	平成15年度中
201002	警察庁	民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化	通達	平成16年度中に、都道府県警察に対し、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、道路使用許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用を図るための通達を发出する。	平成16年度中
230001	警察庁 国土交通省	道路使用許可・道路占用許可の手續改善	通達	平成16年度中に、道路使用許可と道路占用許可の両方が必要である場合について、一方の窓口に一括して申請できる制度を申請者に広く周知しその活用を促進するなど、手續の一層の簡素合理化を図るための通達を发出する。	平成16年度中
203001	金融庁	地域資本市場利用の住民向け地方債発行に限る券面不発行への早期対応の要請	運用	公社債の券面不発行化については、平成15年1月に、「社債等の振替に関する法律」が施行されたことにより、法制面での措置は完了しており、現在、証券保管振替機構が、銀行や証券会社などの実務関係者を交え、地方債を含む債券の振替システムの構築に向け検討中である。金融庁としては、早期に振替システムの立ち上げが図られるよう、証券保管振替機構や実務関係者との連携を密にするなどの協力を行う。	平成17年度中
203002	金融庁	中小企業再生支援協議会等による企業再生推進のための環境整備	通達	貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、株式会社整理回収機構や中小企業再生支援協議会が策定支援した事業再生計画についても、株式会社産業再生機構が買取を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と、原則として同様に扱う旨、金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の改訂を行う。	平成15年度中
204001	総務省	国家公務員による大学教員との勤務時間内兼業に係る基準等の明確化	通達	平成15年度中に、各府省に対し、一般職の国家公務員が「産学公・地域連携」活動等のために大学教員と勤務時間内兼業を行う際の基準等を明確化した通達を发出する。	平成15年度中
204002	総務省	合併後の住居表示に旧市町村名に「区」を付して表示することの容認	法律	合併時の特例として、一定の要件を満たした場合には旧市町村の区域を単位としてその住居を表示する際に、「区」の名称を冠することができることとする。	平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
204003	総務省	コミュニティ・ファンドの形成支援	通達	平成16年度より、コミュニティ・サービス事業に融資等を行うコミュニティ・ファンドを形成するため、地方公共団体が公益法人等に出資・貸付を行い、地方債を発行する場合、その償還金利子の一部を地方交付税に算入し、その起債の取扱について定めた要綱を発出する。	平成16年度中
204004	総務省	コミュニティ・サービス事業の活性化支援	省令	現在、地方交付税に算入しているコミュニティ・サービス事業を行うNPO活動を活性化させるための経費に加え、コミュニティ・サービス事業への制度融資、アドバイザー派遣や相談会の開催等に要する経費を地方交付税に算入する。	平成15年度中
204005	総務省	地域再生マネージャー制度の導入等	運用	市町村の地域再生に係る取組にあたって、具体的・実務的ノウハウ等を有する企業又は人材等に係る情報を市町村に提供し、市町村が当該企業等を「地域再生マネージャー」として選定し地域再生に係る業務を委託するシステムを構築することにより、地域再生に資するものとする。平成16年度から事業を実施する。	平成16年度中
204006	総務省	土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地の地方公共団体による有効利用	運用	土地開発公社の経営健全化の観点から、土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地を土地開発公社が直接貸付けるのではなく、当該土地を地方公共団体が取得してその有効利用を図るための地方債措置を講じる。	平成16年度中
204007	総務省	任期付短時間職員制度の創設	法律	地方公務員の多様な勤務形態の導入を図るため、以下のとおり措置する。 任期付の短時間勤務職員制度の創設 任期付採用の拡大 自己研鑽等の場合における部分休業制度の導入	平成15年度中
204008	総務省	第三セクター設立のための出資金に対する地域再生事業債適用	通達	地域再生事業債に係る出資金の取扱いについては、事業の目的及び公益性並びに地方団体の出資割合等を勘案して地方債の対象と認められるものについては、その全部又は一部に地域再生事業債を充当することを可能とする。	平成15年度中
204009	総務省	受託研究における機器の継続使用の容易化(通信・放送機構)	運用	地域再生提案の趣旨も踏まえて、平成16年度中に、法人(通信・放送機構は、平成16年4月1日から独立行政法人情報通信研究機構に移行)の規程において、受託期間終了後も委託先が引き続き機器を使用して同様の研究を実施する場合に無償譲渡を選択することが可能となるよう規定を整備する。	平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
204010	総務省	地域イントラネット基盤施設整備事業等の拡充	補助要綱	地域イントラネット基盤施設整備等の平成16年度予算(案)において、ケーブルテレビ(地方公共団体又は第3セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能とすることが認められたところ。平成16年度事業から補助対象とすべく、補助金交付要綱を改正することとしている。	平成16年度中
204011	総務省	移動通信用鉄塔施設整備事業の補助対象拡充	補助要綱	移動通信用鉄塔施設整備事業の伝送用専用線については、平成16年度予算要求の結果、基地局から同一市町村のアクセスポイントまでの有線設備(光ケーブル)の補助対象化が認められたところであり、平成16年度事業から対象とすべく、補助金交付要綱を改正することとしている。	平成16年度中
204012	総務省	加入者系光ファイバ網設備整備事業の対象地域の拡大	補助要綱	加入者系光ファイバ網設備整備事業の事業実施地域については、過疎又は離島が属する町村全域であったが、平成16年度予算(案)において、辺地、半島、山村、特定農山村を含む町村全域への拡充が認められたところ。なお、平成15年末日現在過疎地域、離島に係る町村又は平成16年度当初において辺地、半島、山村、特定農山村に係る町村であって、合併により市となったものについては、旧対象町村の区域についても、事業対象地域とすることが認められたところ。上記に伴い、平成16年度事業から対象とすべく、補助金交付要綱を改正することとしている。	平成16年度中
204013	総務省	ロボット実証実験における特定実験局開設	省令	実験局に係る申請から免許までの期間短縮及び特定実験局開設者の経済的負担の軽減により、電波の逼迫対策の推進及び産業の活性化に資するため、既設無線局への混信が発生しないこと等を前提として、免許期間を短期間(1~2年)に限定した特定実験局制度を実施する。	平成15年度中
205001	法務省	学校の夏期休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与	告示	外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の小中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動に対し、地方公共団体が当該学生の滞在中の活動について責任を負うことを前提に、「特定活動」の在留資格を決定する。	平成16年度中
206001	外務省	香港SAR旅券、英国BNO旅券(香港居住権者)に対する査証免除	通達	香港SAR旅券、英国BNO旅券(香港居住権者)について短期滞在査証を免除する。	平成16年4月1日
230002	財務省 厚生労働省	国民生活金融公庫の企業再生に係る特別貸付制度の創設	通達	株式会社産業再生機構や株式会社整理回収機構等に係る企業再生に取り組む中小企業を支援するための貸付制度について、国民生活金融公庫において平成16年度より創設する。	平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
208001	文部科学省	地域づくり支援室などアドバイザー機能の強化	運用	教育、文化及びスポーツの振興による地域づくりを推進するために平成16年1月に設置した「地域づくり支援室」においては、人づくりを通じた地域づくりのための新たな支援策の企画・立案、地方公共団体等からの相談の対応や要望等の把握、専門家の派遣、関係機関との仲介支援、取組の全国的普及等を実施する。また、教育、文化及びスポーツによる地域づくりを支援するワンストップサービスセンターとして、いつでも相談等に対応できる総合窓口としての機能を果たす。	平成15年度中
208002	文部科学省	幼稚園における木材の活用が可能であることの明確化	運用	木材を活用した学校施設の事例集の作成等を行い、その中で幼稚園を耐火建築物とする場合も含めて、木材を活用した施設の設置が可能であることについて明確化する。	平成16年度中
208003	文部科学省	補助金で取得した研究機器等の研究終了後の転用の弾力化	通知	補助金等で取得した機器等について、各補助金制度の内容と照らし、必要がある場合には、研究終了後に他の用途に転用する場合に国庫納付金を不要とする大臣承認に係る取扱いを弾力化する。	平成16年度中
208004	文部科学省	案内標識等サイン類の様式の統一	通知	「歴史の道整備活用事業」について、地域が、各種案内標識の様式を統一することなど最適と判断した様式での標識設置が可能であることを、確認のため全国の都道府県に通知する。	平成15年度中
208005	文部科学省	カモシカの捕獲についての現状変更の許可権限の都道府県への移譲	告示	カモシカの捕獲について、科学的かつ計画的なカモシカの管理がされている区域については、文化財保護法における文化庁長官の許可を、都道府県の申出に基づき、当該都道府県へ権限移譲する。	平成16年度中
209001	厚生労働省	緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業の委託対象者要件の見直し	通達	本事業は、中小企業の雇用の安定や雇用機会の提供を目的とするものであるが、最近の景気が着実に回復している状況を踏まえると、今後においては、景気の回復が雇用機会の創出・拡大に確実に結びつくようにしていくことが重要であることから、従来の事業類型のほかに、売上高の減少割合である「1/3以上減少」を「1/5以上減少」とする、事業に従事する労働者のうち新規雇用者の割合である「1/10以上(最低1人以上)」を「1/2以上(最低1人以上)」とする新たな事業類型の創設等を行う。	平成16年度中
209002	厚生労働省	若年者向け就業支援センターへの支援と国の職業紹介事業との十分な連携の確保	運用	平成16年度より、都道府県が若年者のためのワンストップサービスセンターを設置する場合に、企業説明会や高校生の保護者の就職に関する意識の啓発等の「若年者地域連携事業」を委託するとともに、都道府県の要請に応じ、ハローワークの併設を行うことにより、支援・連携を図る。なお、事業の実施にあたっては、経済産業省の「若年産業人材育成事業」と連携をとりながら、積極的な支援を行う。	平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
209003	厚生労働省	地方公共団体の行う無料職業紹介事業の公共職業安定所との求人情報等の共有化	通達	昨年の職業安定法の改正により、地方公共団体が、自らの行政施策に附帯して無料職業紹介事業を行うことが可能になったところである。このような地方公共団体に対しては、平成16年度から、公共職業安定所の求人のうち、求人者が公共職業安定所外に提供することに同意した求人、具体的には、ハローワークインターネットサービスにおいて公共職業安定所の求職者以外に公開されている求人について、電子媒体で情報提供を行うこととする。	平成16年度
209004	厚生労働省	仕事と家庭両立支援事業特別援助事業補助金によるファミリー・サポート・センターの支部の設置要件の緩和	通達	市町村合併の場合などについて、10万人未満でも支部の設置を可能とする特例措置を設ける。	平成16年度中
209005	厚生労働省	若年者職業能力開発支援事業の実施主体に都道府県を追加	通達	従来から、若年者に対する訓練は県においても実施できるとされているが、平成16年度より、若年者を対象として、企業実習と一体となった教育訓練を行うことにより一人前の職業人を育成する日本版デュアルシステムを導入することとしており、その実施にあたっては、都道府県も職業能力開発施設を活用して実施できることとする。	平成16年度中
209006	厚生労働省	居宅介護従業者の養成研修を修了した者について、介護保険制度における訪問介護員として都道府県知事が個別に認めた場合の同様の活動の可能化	通知	「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成15年厚生労働省告示第110号)第2号に規定する居宅介護従業者の養成研修を修了した者については、その者が介護保険制度における訪問介護員と同等の知識等を有するかどうか等について、都道府県知事が個別に判断した上で、必要な措置等を行うことができるよう、平成15年度中に通知の改正を行う。	平成15年度中
210001	農林水産省	市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化	通達	レクリエーション等非営利目的での農作物の栽培のために農地を貸し付ける市民農園において、自家消費量を超える農作物の収穫が得られた場合の取扱いなど、農作物の販売が可能な範囲に関して通知する。	平成15年度中
210002	農林水産省	農村地域工業等導入促進法の指定を受けて整備した工業用地の宅地への転用	通達	工業等導入地区については、用地の取得・造成に当たって農地の転用規制の緩和措置等が講じられているものがあるため、工業等導入地区内用地の宅地等他用途への転用の際に行っている関係機関との協議を全て不要とすることは、農地法の適正な運用の確保の観点から困難であるが、団地の造成時期等地域の実情を十分勘案し、事務手続きの迅速化に努めるよう道府県に対して通知を发出する。	平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
210003	農林水産省	バイオマス利活用フロンティア整備事業補助対象実施主体の拡大	補助要綱	バイオマスの利活用をより一層、効率的に推進していくため、本事業の実施主体に、地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農業団体又は民間事業者が参加する共同事業体、並びにPFI事業者を追加する。	平成16年度中
210004	農林水産省	林業・水産業等の連携	運用	平成16年度から、森林・林業関係者と漁業関係者の参画の下、豊かな海を育む森林の整備と漁場環境の改善にかかる施策を一体的かつ総合的に実施するとともに、地域で生産される間伐材等の木材資源について魚礁等への活用を推進する。なお、間伐材等の木材を活用した魚礁の整備に当たっては、技術の集積や普及を図る上で有効である事業をモデル的に実施する。	平成16年度中
210005	農林水産省	新山村振興等農林漁業特別対策事業の事業主体の拡充	通達	山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の特性を活かした農林漁業を始めとする多様な産業の振興を図るために必要な諸施設の整備を図るに当たって、その建設・管理の効率的かつ効果的な実施のため民間活力の導入が有効であるという観点から、本事業の事業主体に、PFI法の手続きを経た民間事業者を追加する。	平成16年度中
210006	農林水産省	競争的資金に係る地方領域設定枠の創設	通達	地方の実状に応じた各地方独自の施策課題に臨機応変に対応するため、「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」について、地方農政局等が自ら研究領域を設定して研究課題を募集する仕組みを導入する。	平成16年度中
210007	農林水産省	農地転用の許可申請手続の円滑化	通達	4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第252条の17の2の特例条例に基づき市町村に委譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であること等について、通知を發出し、周知する。	平成15年度中
210008	農林水産省	就農支援資金の貸付対象の拡充	法律	農業法人等への就農を積極的に促進するため、農業法人等が就農計画を作成し、新規就農者を就農させようとする場合に、当該農業法人等に対し、就農支援資金(就農研修資金及び就農準備資金)の貸付けを可能とする。	平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
210009	農林水産省	農業法人等に対する出・融資の一体的提供	運用	農業法人等の経営改善を支援するため、農業法人等に対して、経営改善に必要な出資と制度資金(農業近代化資金・農林公庫資金・農業改良資金)の融資の一体的提供を円滑に行うための体制を整備する。	平成16年度中
210010	農林水産省	補助事業による施設の有効活用のための制限緩和	通達	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、施設の有効利用を図り農林水産業の振興に資することが見込まれる等、一定の要件を満たす場合は、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、施設の転用等を認めるよう承認要件を明示した運用通知を平成16年度中に作成する。	平成16年度中
230003	農林水産省 経済産業省 環境省	バイオマスタウン(仮称)の実現に向けた取り組み	運用	地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想(仮称)について、関係府省が一体となった支援の手法を検討する。また、支援の成果等をバイオマス情報ヘッドクォーターなどにより情報提供する。	平成16年度中
230004	農林水産省 総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化	運用	都市と農山漁村の共生・対流の推進については、関係各省の副大臣によるプロジェクトチームを設置し、協力・連携して総合的に取り組んでいるところ。平成16年度においては、「政策群」に位置づけて各種規制改革、予算措置等の組み合わせにより農山漁村の魅力の向上などに取り組むとともに、関連施策が地域において円滑に実施されるよう、各省連携して都市と農山漁村の共生・対流関連施策に関する情報を取りまとめ、地方公共団体に提供する。	平成16年度中
211001	経済産業省	工場立地法の地域準則に関する権限委譲	法律	工場立地法は、国が定める準則に変えて、都道府県及び政令指定都市に一定の幅で緑地等の面積率を設定することができるようにしているところであるが、中核市等においても、その実需、要望などを踏まえて、地域の実情に応じた緑地面積率の設定を可能とする方向で見直しを行う。	平成16年度中
211002	経済産業省	政府系金融機関の特別貸付の貸付対象等の拡充	通達	中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫においては、現行の企業再生に取り組む中小企業を支援するための貸付制度(企業再建資金)により要望事項に対する貸付は可能であるが、平成16年度から株式会社整理回収機構や株式会社産業再生機構等の関与の下で再生に取り組む中小企業を貸付対象として明記する。また、国民生活金融公庫においても、平成16年度から同様の貸付制度を創設する。	平成16年度中
211003	経済産業省	電気工事士免状交付事務の民間へのアウトソーシング	法律	電気工事士法の免状交付については、申請者の実務経験等の審査を必要とする場合があるため、その審査業務は引き続き都道府県において実施することが必要であるが、それら以外の事務については、個人情報の厳格な管理等一定の要件を満たすことを条件とした上での委託が考えられる。よって、それを踏まえたスキームの措置を講ずることとする。	平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
211004	経済産業省	産業用地への誘導業種の拡充	法律	特定の業種を誘導する目的で地域振興整備公団が造成・整備した産業業務施設用団地、中核工業団地、特定事業集積促進用団地について、地域再生に資する等、一定の場合について当初の目的以外の用地としても利用可能とする。	平成16年度中
211005	経済産業省	研究開発補助金で取得した機械装置の転用	通達	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該補助金で取得した機械・装置等を当該補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。	平成16年度中
211006	経済産業省	電源立地特別交付金電力移出県等交付金(2003年10月に他の交付金と合わせて電源立地地域対策交付金へと統合)で整備した施設の転用	通達	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても、公益性の高い用途に転用されること等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。	平成16年度中
211007	経済産業省	工業用地造成に係る補助金により整備した施設の転用	通達	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても、公益性の高い用途に転用されること、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。	平成16年度中
211008	経済産業省	特定公共施設等用ソーラーシステム設置事業に係る施設の地域団体への譲渡	通達	補助金適正化法上の処分制限財産の処分申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該施設の用途が維持されること(当省が転用を承認した場合を除く)、管理体制が相当程度効率化され、かつ、適切な管理体制が確保されていること、譲渡を受けた者が処分制限を承継すること、無断処分等の不適切な事態が生じた場合の責任関係が明らかになっていること、売却益が発生した場合には一定割合を国庫に納付すること、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。	平成16年度中
211009	経済産業省	民活補助金で取得した特定施設の転用	通達	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても、公益性の高い用途に転用されること、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。	平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
211010	経済産業省	既存水源、工業用水道施設の有効活用に伴う転用	通達	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、売却益が発生した場合には一定割合を国庫に納付すること、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。	平成16年度中
211011	経済産業省	地場産業振興に係る各種支援制度の補助対象者及び対象事業の拡大	運用	地場産業振興に係る各種支援制度の補助対象事業等の拡大については、様々な政策的ニーズを踏まえ、実施する。	平成16年度中
211012	経済産業省	地域新生コンソーシアム研究開発事業に係る成果報告書の簡素化	運用	地域新生コンソーシアム研究開発委託事業に係る成果報告書について、平成16年度中に、報告項目の整理、報告書ページ数の削減、2年度に亘る研究開発の1年度目の報告について簡潔な報告が可能なものは簡素化を許容する等の簡素化に係る検討を行い、当該年度の事業に係る成果報告より、その改善を図る。	平成16年度中
211013	経済産業省	研究開発補助金のテストピース等保管規定の廃止	運用	研究開発における仕損じ品やテストピース等の保管については、額の確定後であれば写真等の保管により代用可能とすることができるよう実施要領を改正する。	平成16年度中
211014	経済産業省	第3セクターにおける補助要件(出資割合)の見直し	補助要綱	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金交付要綱及び中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱において、間接補助事業者の補助率について、市町村及び補助事業者の出資若しくは出えんが過半の第3セクターについては1/2としているが、中心市街地活性化に係る他の補助金との整合性を図り、市町村及び補助事業者の出資若しくは出えんが1/2以上の第3セクターについては補助率を1/2とする方向で補助要綱を改正する。	平成16年度中
211015	経済産業省	TMOの主体としてNPO法人を追加	政令	関係機関の了解が得られることを前提として、TMOの主体としてNPOを加える政令改正を行う。	平成16年度中
211016	経済産業省	FAZ地域のインキュベートオフィスにおける外国企業の出資者の要件緩和	運用	本補助事業は、限られた予算の中で、より技術、経営ノウハウ等の移転が図られることが期待できるよう運用してきているが、現在同意を受けているFAZ地域においては、平成16年度中に、個人(外国人)出資による企業についても対象要件とすることについて、措置を講じる。	平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
211017	経済産業省	補助事業により駐車場等として整備した施設の転用	通達	補助金適正化法上の取得財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該施設の一部の転用によって、補助目的が増進し、又は損なわれないことが確実であること、貸付先が適切な管理体制を有していること、貸付料の一定割合を国庫に納付すること、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。	平成16年度中
211018	経済産業省	がんばれ！中小企業ファンドの組成促進	通達	目利き能力、販売網などを有する商社等事業会社の民間主体を軸とした「がんばれ！中小企業ファンド」の組成に、中小企業総合事業団が加わり、新事業展開に挑戦する既存中小企業に対し、販路拡大等の経営支援を行いながら、投資的資金供給を実現。	平成16年度中
211019	経済産業省	地域中小企業再生ファンドの組成促進	法律	平成15年4月、産業再生特別措置法を改正し、中小企業総合事業団の業務として、中小企業再生ファンドへの出資業務を追加した。地域金融機関などの民間が主体となって組成する「地域中小企業再生ファンド」に対し、中小企業総合事業団が出資、その組成を支援する。中小企業総合事業団の支援する「地域中小企業再生ファンド」は、中小企業再生支援協議会と連携し、継続的な経営支援を行い、短期的な利益獲得を行うのではなく、中期的に株式、債権を保有し、投資先企業の本格的な再生に取り組む。	平成15年度中
211020	経済産業省	知的財産の活用による地域産業の活性化	運用	特許の流通に関する専門家(特許流通アドバイザー)を育成し、これら専門家同士のネットワークを全国規模で構築するとともに、各地域の支援組織(経済産業局、TLO、起業家育成専門家等)と一体となった連携を図り、施策の相乗効果を高めることにより、積極的に知財活用に取り組む地域の中小・中堅企業の活動を支援する。	平成16年度中
211021	経済産業省	保安四法の地方への権限移譲(高圧ガス保安法) - 貯槽以外の高圧ガス設備開放検査期間変更設定	省令	開放検査周期等保安検査の実施方法全般について検討を行うこととしており、その中で貯槽以外の高圧ガス設備開放検査周期についても、事業者の設備管理の精度に応じて都道府県が決定できることとする方向としている。	平成16年度中
230005	経済産業省 環境省	エコタウン事業の補助採択の要件緩和	運用	エコタウン事業について、補助施設の採択要件を含め、現行制度を見直す。	平成16年度中
230006	経済産業省 財務省	「新創業融資制度」の貸付限度額拡充	運用	創業者に対して、無担保・無保証、経営者本人の保証もなしで550万円まで融資を行う「新創業融資制度」の貸付限度額を、550万円から750万円に引き上げる。	平成16年度中
212001	国土交通省	河川占用許可の弾力化	通知	河川敷地を利用してオープンカフェ等を設置する社会実験について、大阪の道頓堀川、広島の大田川等の都市再生プロジェクト区域への適用から、地域再生計画区域においても積極的に実施できるよう全国に拡大する旨通知する。	平成15年度中
212002	国土交通省	道路占用許可弾力化(オープンカフェ等)	通知	より創意工夫を活かした道路占用許可が可能となるよう地域活動の円滑化のためのガイドラインを新たに作成する。	平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
212003	国土交通省	道路管理の民間開放 (指定管理者制度)	通知	道路について、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度等も活用できる旨を新たに通知する。その際に、地域再生プログラムの一環として指定管理者制度を活用できる旨についても通知する。	平成15年度中
212004	国土交通省	河川管理における指定 管理者制度の導入	通知	河川について、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度等も活用できる旨を新たに通知する。その際に、地域再生プログラムの一環として指定管理者制度を活用できる旨についても通知する。	平成15年度中
212005	国土交通省	公営住宅管理における 指定管理者制度の活用	通知	公営住宅について、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度も活用できる旨を新たに通知する。その際に、地域再生プログラムの一環として指定管理者制度を活用できる旨についても通知する。	平成15年度中
212006	国土交通省	港湾施設管理における 指定管理者制度の導入	通知	港湾施設について、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度等も活用できる旨を新たに通知する。その際に、地域再生プログラムの一環として指定管理者制度を活用できる旨についても通知する。	平成15年度中
212007	国土交通省	都市公園施設管理の民間 開放促進	法律	都市公園法第5条の許可要件である「公園管理者自らが設け又は管理することが不適當又は困難な場合」に、「公園管理者以外の者が公園施設を設けることが都市公園の機能を高める場合」を追加し、民間事業者等の積極的な活用を可能とする法律改正を予定している。(今通常国会提出)	平成16年度中
212008	国土交通省	道路事業の実施を市町村 へ移譲	法律	「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律」において、都市再生整備計画に位置付けられた一定の補助国道又は都道府県道に関する事業については、市町村が実施することができるものとする。	平成16年度中
212009	国土交通省	まちづくりに関する権限 の一体化	法律	「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律」において、市町村が、都道府県等の同意を得て都市計画の決定等ができるなど、まちづくりに関する権限をできる限り一体化する。	平成16年度中
212010	国土交通省	みちづくり交付金事業 の運用改善(手続一本 化)	運用	みちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)では、平成16年度より、従来の道路・街路の採択基準に関わらず事業を実施できる等の運用改善を行うことから、地域の実情に応じてより柔軟な道路整備が可能とする。また、道路事業・街路事業を含む計画について手続の一本化を行う。	平成16年度中
212011	国土交通省	みちづくり交付金事業 の運用改善(目標達成 型の導入)	通知	平成16年度より、新たに目標達成型を導入し、個別事業内容の事前審査から対象事業の目標達成度に対する事後評価に転換することとしており、全体事業費の下限値の要件についても目標達成型については廃止する。	平成16年度中
212012	国土交通省	スマートICの社会実験 の実施	運用	高速道路の有効活用を促進し、地域生活の充実、地域経済の活性化を図るため、建設・維持管理コストの削減が可能となるスマートICの活用等、ICの倍増に向けた追加IC整備を促進する(以下の社会実験の結果等も踏まえ、整備促進策を展開予定)。平成16年度については、SA・PAに接続するスマートICの社会実験を実施する。	平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
212013	国土交通省	国土交通省の光ファイバ開放手続きの迅速化	運用	直轄区間に約2.7万kmある光ファイバー資源を、地域再生に最大限活用できるようにするため、地域における光ファイバーの整備状況と民間への開放区間が一目でわかる「地域光ファイバー開放区間マップ」を新たに作成し、迅速に公表する。 ・ 河川・道路管理用光ファイバーの民間開放手続きのスピードアップ(6月間 4月間)	平成16年度中
212014	国土交通省	観光関係の施策連携(共通プラットフォーム)	運用	観光関係施策については、平成15年7月31日にとりまとめられた「観光立国行動計画」に基づいて、関係省庁が緊密に連携しながら進めていくこととしている。また、各地方支分部局において、一地域一観光、全国都市再生、構造改革特区の連携により、地域づくり、地域再生を省庁横断的に推進していくため、関係省庁、地方公共団体、経済団体等が連携を図る共通プラットフォームの設置を進める。	平成15年度中
212015	国土交通省	「地域再生支援チーム」の設置	運用	地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場(共通プラットフォーム)を活用し、地方ブロックごとに「地域再生支援チーム」を設置し、地域の支援に関する相談についてワンストップで対応する。	平成15年度中 平成16年度中
212016	国土交通省	「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実	運用	地域再生の起爆剤となるような地域観光を活性化していくためには、ソフトインフラとして「ひと(人材)の育成」と「情報の発信」が重要である。このため、「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」を充実する以下の措置を講じる。 (ア) 魅力的な観光地づくりの基盤となる人材の育成 観光カリスマによる観光地づくりの核となる人材の育成を図るとともに、外国人対応の観光案内所のサービスの充実に資する人材を育成するための外国人対応マニュアルの作成や研修を実施する。 (イ) 観光地づくり・観光客の利便に資する情報提供 魅力ある地域づくりを推進するとともに、観光客に地域の魅力を発信するため、各地のボランティアガイドのサービス内容、先進的なNPO活動等に関する情報提供を推進するとともに、地域づくりに豊富なノウハウを持つ人材、地域づくりの先進事例、各種支援措置等の情報提供を強化する。	平成16年度中
212017	国土交通省	「地域交通会議(仮称)」の設置	通達	「地域・利用者でつくりあげる地域交通」を実現するために地域の関係者が議論する場として「地域交通会議(仮称)」を設置する。	平成16年度中
212018	国土交通省	コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等	通達	いわゆるコミュニティバスや乗合タクシーについては、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直す。	平成16年度中
212019	国土交通省	観光客向けタクシー等タクシーの運賃・料金の多様化を実現するための環境整備	通達	観光客向けタクシー等タクシーの運賃・料金について、タクシー事業者と利用者との間において機動的かつ柔軟な運賃・料金の設定が可能となるようにすること等を含め、運賃・料金の更なる多様化を実現するよう、現行の運賃制度を見直す。	平成16年度中 (早期)
212020	国土交通省	島しょ部におけるタクシーの参入要件の見直し	通達	タクシー事業者が存在しないような交通機関が未発達の島しょ部における最低車両数、運行管理者の配置等タクシー事業の許可等の基準について、必要な交通手段を確保し、利用者利便の向上を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、その運用を見直す。	平成15年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
212021	国土交通省	観光振興目的の航路等について輸送需要に応じたダイヤの設定等	運用	観光振興・地域活性化のため、輸送需要に応じたダイヤの設定等が一般旅客定期航路事業で可能であることを明確にし、創意工夫に富んだ運航を実現する。	平成16年度中
212022	国土交通省	NPO等によるボランティア輸送の全国展開	通達	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送可能化事業については、特区における結果を評価・検証した上で、運送主体の更なる要件緩和等その要件を見直した上で、全国的に実施する。	平成15年度中
212023	国土交通省	観光推奨バス路線指定制度の活用	補助要綱	外国人旅行者にとって利用しやすい路線バスとするため、平成16年度において「観光推奨バス路線指定制度」を創設し、実証実験を行うこととしている。(平成16年度予算案)	平成16年度中
212024	国土交通省	燃料電池自動車の保安基準策定	省令	平成16年度末までに燃料電池自動車の保安基準を策定する。	平成16年度末
212025	国土交通省	駅・まちバリアフリーに関する総合的な構想の策定	告示・運用	交通バリアフリー法に基づき市町村が策定する基本構想について、重点整備地区内の建築物も含めた一体的なバリアフリー対応について基本構想策定の際に配慮されるよう、基本方針を改正しその旨を明確化するほか、市町村に対して建築物、公園等を含めた一体的な整備に係る情報提供等を行うことなどにより、旅客施設及び道路等に加えて建築物、公園などの施設も含めた総合的な構想づくりを促進する。	平成16年度中
212026	国土交通省	駅・まちバリアフリー関連の情報の提供	運用	各地方公共団体におけるバリアフリー環境の整備状況に関する現状を総合的に指標化したバリアフリー指標の取りまとめ及び公表を行うとともに、各地域における駅、歩行空間、建築物、公園等のバリアフリー化に係る先進的事例に関する情報を提供する。	平成16年度中
212027	国土交通省	ICカード、パークアンドライド、公共交通・観光活性化連携システム、カーシェアリング等各種実験の実施	運用	認定地域再生計画に係る実験で、道路、地域交通の実験において設定した実験のテーマ及び内容に合致するものについて重点的な支援を行うよう配慮する。	平成16年度中
212028	国土交通省	まちづくり交付金の創設	法律	従来の補助金とは全く異なる、市町村の自主性や裁量性を追及した「まちづくり交付金」を創設する。(「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案」)	平成16年度中
212029	国土交通省	道路占用における「市町村推奨ルール」の導入	通達	国道・県道の道路占用許可申請の際に、地域再生等の観点から支援する路上イベント等に関し、市町村の意見が付されている場合については、市町村の意見を尊重して道路占用許可の判断を行う新たな仕組みを導入する。	平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
212030	国土交通省	河川占用における「包括占用制度活用ガイドライン」の策定等	運用	・地域の特性を踏まえつつ、市町村の主体的かつ計画的な河川敷地の利用を可能とする包括占用制度の活用拡大を図るため、「包括占用制度活用ガイドライン」を作成する。 ・地域再生計画において、河川における包括占用、占用許可が含まれている場合には、河川占用許可手続きを大幅にスピードアップする(標準処理期間3ヶ月のところ、原則1ヶ月で処理)。	平成16年度中
212031	国土交通省	「水辺の自由使用ガイドライン」の策定	運用	カヌーやレガッタ大会等河川敷地のイベント利用の促進のため、自由使用で河川敷地のイベント利用ができる工夫事例を含めた自由使用ガイドラインを作成し、これを広く全市町村に周知する。	平成16年度中
212032	国土交通省	開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供	通知	地方公共団体の地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう、市街化調整区域における開発許可例や条例の制定状況について調査し、情報提供を行い、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であること等を通知及び全国担当者会議等の場で周知する。	平成16年度中
212033	国土交通省	路地や細街路の美しいたたずまいの保全・再生	通知	地域の歴史文化を継承するため、4mに満たない路地に面する場合でも、地方公共団体の条例で建築物の安全上の条件を付して、建築物の増改築等を可能とするとともに、各種事業制度等により、美しいたたずまいの保全・再生を積極的に推進する。	平成15年度中
212034	国土交通省	構想策定段階からの総合的な情報提供の実施	運用	地方整備局等ごとに設置された建設産業再生協議会(地方整備局、都道府県の建設業担当部局、商工担当部局、雇用担当部局、国の各地方機関、建設業団体などがメンバー)において、関係行政機関と連携・協力して新規参入分野における市場の動向、規制等の制度、公的融資・助成金等の支援措置について、総合的な情報提供を実施する。	平成15年度中 平成16年度中
212035	国土交通省	「企業連携・新分野進出モデル事業」の積極的な活用	運用	地域再生計画に盛り込まれた建設業の新分野進出や資機材の共同調達・共同配送、経営管理業務の外注化、新技術・新工法の共同開発など将来的に企業組織・資本の統合に繋がる可能性の高い企業連携の取組みについて、「企業連携・新分野進出モデル事業」(経営の効率化、経営基盤の強化等に向けたモデル的な取組みを普及・啓発する事業)を積極的に活用する。	平成16年度中
212036	国土交通省	建設業再生アドバイザーの派遣	運用	地域再生計画に従って新分野進出など経営革新を行おうとする企業に対し、地方整備局等ごとに確保・養成する専門家を、建設業再生アドバイザーとして派遣する。	平成16年度中
212037	国土交通省	各種支援措置の重点実施	運用	建設業の新分野進出などの取組みの円滑な実施を図るため、構造改革特別区域制度等の積極的な活用を推進する。	平成16年度中
212038	国土交通省	関係省庁連携会議の開催	運用	建設業の新分野進出及び進出分野での建設業の人材・能力の活用促進について協議するための関係省庁の連携会議を開催する。	平成15年度中 平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
230007	国土交通省 環境省	案内標識に関するガイドラインの策定	運用	道路、河川、公園、交通機関、観光施設などに設置されている案内標識等に関して、景観への配慮方策、外国語表記法等のルール化が望ましい事項について、「観光活性化標識ガイドライン」をとりまとめる。(15年度より着手) また、観光振興の観点から、当該ガイドラインに基づき、外国人にもわかりやすく景観に配慮した案内標識を、各事業実施主体が統一的に整備する。(16年度より統一的整備に着手)	平成15年度中 平成16年度中
230008	国土交通省 農林水産省	農村地域工業等導入促進法の工業等導入地区への地区計画制度の導入	通知	市街化調整区域等において地域再生へ利活用できるよう、市街化調整区域等内の農村地域工業等導入促進法の工業等導入地区においても、同法による実施計画との調和が図られれば、地区計画を定めることが可能であることを、都市計画運用指針を改定し、周知する。	平成16年度中
230009	国土交通省 環境省	良好な景観形成の推進	法律	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観に関する基本理念及び国等の責務を定め、景観計画の策定、景観計画区域・景観地区等における良好な景観形成のための規制、景観整備機構による支援等の仕組みを創設するとともに、屋外広告物を規制する仕組みの充実を図る。また、良好な都市環境と都市景観の形成を図るため、都市の緑地の保全、緑化、都市公園整備を一層促進させるための制度の充実を図る(「景観法案」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律案」)。	平成16年度中
230010	国土交通省 総務省 経済産業省	業務核都市基本構想変更手続きの簡素化	運用	平成16年度中に都県政令市に対し、直近の予備調査から一定の期間内に中核的民間施設に係る事項の追加・修正等のみを行う場合には予備調査を不要とする。	平成16年度中
213001	環境省	環境と経済の好循環のまちづくりに対する支援	運用	平成16年度の新規事業として、環境と経済の好循環のまちモデル事業を実施することとしているが、実施箇所の選定にあたっては、地域再生計画に同事業を位置づけ、認定を受けた地方公共団体より応募のあった場合、第三者により構成される選定評価委員会に対し、地域再生計画として認定されている旨を適切に情報提供し、モデル地域を決定する。	平成16年度中
213002	環境省	バイオエタノール製造プラント建設に対する支援	補助要綱	平成16年度から、地球温暖化対策技術の普及を事業とする新たなビジネスを支援するため、先見性・先進性の高いビジネスモデルについて、核となる技術に係る設備整備補助事業等を事業者を公募して実施する。16年度は支援対象事業として、廃木材からエタノールを製造する本邦初の事業用プラントの整備を想定している。	平成16年度中

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
213003	環境省	エコハウス整備事業の実施	運用	地方公共団体が、地域特性を踏まえた様々な代エネ・省エネ技術の見学・体験が可能であって、環境学習や普及啓発の場としても活用可能な都道府県地球温暖化防止活動推進センターの研修施設として、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策技術を複数取り入れた施設を整備する場合に補助を行う。 市区町村が当該事業を要望する場合には、都道府県、都道府県地球温暖化防止活動推進センターと協議のうえ、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの支所的機能と位置付けて要望する必要がある。	平成15年度中
213004	環境省	エコツーリズムに対する支援	運用	平成16年度よりエコツーリズムの普及・定着を目的としたモデル事業を実施し、関係府省と連携した集中的な施策を展開する。また、エコツーリズム推進のための基本的なポイントをまとめたマニュアルの作成やツアー情報の提供などエコツーリズムの推進に取り組む地域に対する支援を行う。	平成16年度中
213005	環境省	有害鳥獣駆除の許可権限の市町村への移譲	通知	都道府県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務処理については、地方分権の推進を図る観点から地域の実情に応じて適切に市町村へ移譲されるよう通知を発出する。	平成15年度中
213006	環境省	県境を越えて行動する鳥獣の管理体制の確立	通知	カワウについては、被害が生じている地域を念頭に国が広域的かつ詳細な基本指針を示し、その下で関係する都道府県が協力してそれぞれが地域の実情に合わせて実施できるよう関係都道府県に通知する。	平成16年度から
213007	環境省	補助対象施設の有効活用	運用	自然公園等整備費等環境省所管の補助金等により取得した財産について、社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設については、一定の条件を付したうえで転用を認めることとする。	平成16年度中
220001	内閣府	PFI事業に係る補助金のイコールフットingの促進	運用	PFI事業における補助金の交付について、PFI関係省庁連絡会議を活用して、講じられている措置や検討の状況のフォローアップを行うとともに、民間資金等活用事業推進委員会等における検討を通じ、イコールフットingの実現に向け、必要な措置のさらなる拡充を目指す。	平成16年度中
220002	内閣府	構造改革特別区域制度にかかる規制緩和提案のデータベース化	運用	構造改革特区の一層の利便性の向上に資するため、過去の提案と各省庁の対応の検索可能化をはじめとして、国民に分かりやすい形で特区の利用方法や各認定特区での取組みなどを示すホームページを新設するなど、所要の対応を行う。	平成15年度中